資料５

City of Kita

令和７年度第１回北区地域公共交通会議

北区地域公共交通会議の
法定協議会移行について

北区地域公共交通会議の法定協議会移行について

北区の取り組み

令和元年10月	道路運送法に基づく 北区地域公共交通会議設置
令和3年　3月	北区地域公共交通計画（法定外）策定

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正

令和2年10月（施行）	地方公共団体の地域公共交通計画（法定）作成の努力義務化
令和5年	目的規定に「地域の関係者」の「連携と協働」の推進が追加

現在の「北区地域公共交通計画（法定外）」を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定計画とする。

北区地域公共交通会議の法定協議会移行について

北区の取り組み

令和元年10月設置した道路運送法に基づく「北区地域公共交通会議」を通じて、関係機関や交通事業者、区民の代表者などと連携して公共交通の実現に取り組んできた。

法定計画の作成

法定協議会で、交通事業者や地域の関係者などと協議し作成しなくてはならない。
法定協議会には、国の指針を踏まえ、鉄道事業者を含む多様な交通モードの関係者等と連携し、地域の移動手段の確保に取り組む必要がある。

～法定協議会の構成員～

北区地域公共交通会議の構成員 ＋ 公共交通事業者
- 東日本旅客鉄道株式会社
- 東京地下鉄株式会社
- 東京都交通局総務部

＋ その他区が必要と認める者
- 関係行政機関

北区地域公共交通会議の法定協議会移行について

スケジュール（案）

法定計画の作成期間：令和7年度、令和8年度

令和７年１２月頃	現状調査・分析手法について　ほか
令和８年６月頃	現状調査・分析結果について　ほか
令和８年１２月頃	計画骨子について パブリックコメントの実施について　ほか
令和９年１月頃	パブリックコメントの実施
令和９年３月頃	パブリックコメントの実施結果について 計画（案）について　ほか